

事務連絡
令和6年9月30日

指定訪問介護相当サービス事業所（総合事業） 管理者 様

佐久市福祉部高齢者福祉課長

訪問介護における同一建物減算について（通知）

このことについて、訪問介護における同一建物減算については、事業所の訪問介護サービス利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者へのサービス提供である場合に、所定単位数から減算するものです。

つきましては、内容をご了知のうえ適正な取扱いをお願いします。

記

1 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書の提出について

「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」は、すべての訪問型サービス事業者において年2回（前期・後期）作成し、2年間保存する必要があります。

算定の結果、判定期間における事業所の訪問介護サービスの利用者（実人員）のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（実人員）の占める割合が90%を超えた場合は提出してください。

2 判定期間について

（1）令和6年度について

	判定期間	提出期限	減算対象期間
前期	4月1日から9月末日	10月15日（必着）	11月1日から翌年3月31日
後期	10月1日から翌年2月末日	3月15日（必着）	4月1日から9月30日

（2）令和7年度以降について

	判定期間	提出期限	減算対象期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日（必着）	10月1日から翌年3月31日
後期	10月1日から翌年2月末日	3月15日（必着）	4月1日から9月30日

3 提出書類

（1）訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

（2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

（同一建物減算（90%以上）適用の「あり」「なし」が変わる場合。）

（3）「c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合」を選択した場合は、正当な理由の根拠書類。（任意様式）

4 その他

減算の詳細、提出方法、提出書類様式等については市ホームページをご参照ください。

佐久市 高齢者福祉課 介護保険事業係
（係長）山岡 （担当）静谷
TEL:0267-62-3154
E-mail:koureisya@city.saku.nagano.jp